「建築物に附置すべき駐車施設に関する条例」第9条について (隔地駐車施設を認める場合)

建築物に附置すべき駐車施設に関する条例第9条(附置の特例)について、「交通の安全及び円滑化、良好な街並みの形成又は土地の有効な利用に資すると市長が認める場合」とは、下記の「1. 附置の特例を認める場合」のいずれかに該当し、かつ「2. 隔地駐車施設の要件」を全て満足する場合とする。

1. 附置の特例を認める場合

- (1)前面道路の幅員が狭小等,歩行者又は自動車の通行の安全上の理由から,自動車の出入口を設けること が適当でない場合(規則第5条第1項(1)、運用基準第2条第1項(1))
- (2) 当該建築物の敷地の間口・面積等が狭小等,形状により駐車施設を設けることが著しく困難な場合(規則第5条第1項(1)、運用基準第2条第1項(2))
- (3) 地域のまちづくり又は都市景観の形成に資する場合(規則第5条第1項(2)、運用基準第2条第2項) ①当該建築物の敷地が、下記に掲げる区域又は地域において駐車施設の出入口の設置を避ける旨の基準 が定められた道路に接し、かつ各々の法及び条例等の趣旨に適合すると認められる場合
 - ・ 地区計画等の区域
 - ・まちづくり協定の区域
 - ・建築協定の区域
 - 景観計画の区域
 - ・都市景観形成地域,又は景観形成市民協定の区域
 - ②計画的なまちづくりを行う地区として、集約して駐車場が設置される場合
 - 市街地再開発事業の施行地区
 - 土地区画整理事業の施行地区
- (4)建築主が当該建築物の敷地の近くに駐車施設を所有し、又は管理している場合(規則第5条第1項(3))
- (5) 法令(条例その他の関係条例を含む。)の規定により当該建築物の敷地に駐車施設の出入口を設けることができない場合(規則第5条第1項(4))

2. 隔地駐車施設の要件

- (1) 建築敷地と隔地駐車施設の距離が概ね 350m以内であること(条例 9 条第 1 項)
- (2) 隔地駐車施設の位置、台数等の周知の徹底を図ること(規則第5条第2項)
- ※附置義務台数分の駐車区画が常に確保されるという契約形態を結ぶことができない公共駐車場等の場合は、隔地駐車 施設と認めることはできません。

3. 手続の流れ

- ① 事前相談
- ② 公共交通利用促進措置利用計画書届出(利用する場合のみ都市局交通政策課へ提出)
- ③ 隔地駐車施設承認申請
- ④ 駐車施設設置届出
- ⑤ 隔地駐車施設設置完了報告

建築物に附置すべき駐車施設に関する条例による 特例(条例第9条)の場合における添付図書

☆正副各1部(計2部)提出してください。提出の前に事前協議が必要です。

	図書名	記載事項	備考
(1)	隔地駐車施設(変更)承認申請書		
(2)	委任状	住所・氏名・電話番号・委任事項・押印	代理者が届け出る場合
(3)	附置義務台数算定表		
(4)	付近見取図	① 周辺の道路状況② 敷地と駐車施設との距離	2500 分の1 程度
(5)	配置図	敷地の各辺	
(6)	平面図	特定用途、非特定用途、特定用途と非特定 用途の共用部分、駐車施設が混在する場 合は色分け	300 分の1 以上
(7)	面積表	特定用途、非特定用途、特定用途と非特定用途の共用部分、駐車施設の各面積	特定用途と非特定用途の共用部分については面積按分し、特定用途、非特定用途の各々に算入
(8)	駐車施設の配置図、平面図	 敷地の各辺 前面道路の幅員 自動車の出入口 車室、車路等の寸法を朱書 	駐車場法第 12 条に基づく「路外駐車場 設置届」を提出している場合は、副本の 写しに代えることができる
(9)	(9) 附置の特例の承認基準を満足していることが確認できる書類 (以下、参考例)		
	契約書等(原本確認必須)	 借主・貸主双方の署名・押印 駐車場の住所 契約期間(使用開始予定時期の明記、契約期間は竣工後1年以上) 更新形態(自動更新とすること) 契約形態(定期利用やチケットの購入等は不可) 契約台数・区画等 	建築主が所有する駐車施設を隔地駐車 施設とする場合は不要
	登記簿謄本(写)等	建築主が駐車施設を所有することが確認 出来ること	建築主が所有する駐車施設を隔地駐車 施設とする場合
(10)	周知計画書	 設置場所 寸法 材質 記載内容(隔地場所・建築物との位置 関係を明記すること) 	
(11)	国土交通大臣の認定書(写) 及び別記(認定書に付属す る全ての図書)		特殊の装置を用いる場合
(12)	公共交通利用促進措置計画 書(写)		公共交通利用促進措置を利用する場合、 交通政策課にて事前に協議が必要
(13)	その他市長が必要と認める 図書		